

女性活躍推進法の施行後3年の見直し等に関する意見

男女共同参画会議議員 小西聖子

女性活躍推進法をさらにパワーアップしてもらいたい。特に下記の未来戦略の部分を推進してほしい。

- ・ 女性活躍推進法について、附則に基づく「施行後3年の見直し」に着手し、本年度中に結論を得る。見直しにおいては、管理職への女性の登用、多様で柔軟な働き方の導入、仕事と家庭生活との両立やキャリア形成への支援等について、数値目標設定や情報開示の拡大、取組状況に応じた企業へのインセンティブの充実等について検討する。

また、自分も医師なので、医療分野の女性活躍について、意見を述べたいと思います。

- ・ 今般の医学部不正入試問題は、単に医師のみの問題でなく、日本における女性の働き方の問題、根深い男女差別の構造を典型的に示していると考えています。
- ・ 多くの医学関係者が、男性医師が減っては仕事が成り立たないと思っており、女性医師でさえ思っていることが調査から示されています。女性医師の多くが、家事育児があると、責任ある忙しい仕事はできない。自分はパートタイムの医師にしかないとあきらめているのが現状だと思います。男性医師もそれを当然としています。
- ・ しかし、そういう意識に追い込まれる働き方自体に問題があると考えます。女性の無償の家事労働に支えられた、男性の働き方やそれを前提として成り立つ医師の仕事の過酷さそのものが問題です。今後は、女性医師がその高い教育投資に見合う働きができるように、医師全体の働き方を変えていく必要があります。
- ・ 以上の点から、医学部入試制度の不正を改めることは、根本的な社会全体の働き方改革にもつながっていくものと考えます。